

## 令和 4 年第 4 回北本市議会定例会提出議案及び報告概要書

## &lt; 議案の概要 &gt;

議案 番号	件 名	要 旨
59	北本市行政組織条例の一部 改正について (行政経営部行政経営課)	1 趣旨 市長の権限に属する事務を分掌 する行政組織を見直すとともに規 定の整備をするもの 2 内容 (1) 室及び部の統合 (第 1 条) (2) 規定の整備 (第 2 条) 3 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日
60	北本市職員の給与に関する 条例及び北本市一般職の任 期付職員の採用等に関する 条例の一部改正について (総務部総務課)	1 趣旨 人事院勧告を踏まえ、給料表及 び勤勉手当を改定するとともに規 定の整備をするもの 2 内容 (1) 北本市職員の給与に関する条 例の一部改正 (第 1 条関係) ア 勤勉手当の改定 (第 17 条 の 5) イ 給料表の改定 (別表第 1) (2) 北本市職員の給与に関する条 例の一部改正 (第 2 条関係) 勤勉手当の改定 (第 17 条の 5) (3) 北本市一般職の任期付職員の 採用等に関する条例の一部改正 (第 3 条関係) ア 給料表の改定 (第 7 条) イ 期末手当に係る規定の整備 (第 10 条) 3 施行期日等 (1) 施行期日 (附則第 1 項) 公布の日ほか (2) 経過措置等 (附則第 2 項～附

		則第4項)
6 1	<p>市長及び副市長の給与等に関する条例及び北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について</p> <p>(総務部総務課)</p>	<p>1 趣旨</p> <p>市長、副市長及び教育長の期末手当を改定するもの</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正 (第1条関係・第2条関係)</p> <p>期末手当の改定 (第5条)</p> <p>(2) 北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正 (第3条関係・第4条関係)</p> <p>期末手当の改定 (第5条)</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日ほか</p>
6 2	<p>北本市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について</p> <p>(総務部総務課)</p>	<p>1 趣旨</p> <p>地方公務員法の一部改正を踏まえ、職員の定年を段階的に引き上げ、及び管理監督職勤務上限年齢制を導入するとともに、規定の整備をするもの</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 北本市職員の定年等に関する条例の一部改正 (第1条関係)</p> <p>ア 職員の定年の段階的引上げ等 (第3条・附則第3項)</p> <p>イ 管理監督職勤務上限年齢制の導入 (第6条ほか)</p> <p>ウ 定年前再任用短時間勤務制の導入 (第12条・第13条)</p> <p>エ 情報提供・意思確認制度の導入 (附則第4項)</p> <p>オ 規定の整備 (第1条・第4条)</p> <p>(2) 北本市職員の給与に関する条例の一部改正 (第3条関係)</p> <p>ア 60歳に達した職員の給与</p>

		<p>に係る経過措置（附則第7項ほか）</p> <p>イ 定年前再任用短時間勤務職員に係る給料月額の新設（別表第1）</p> <p>ウ 規定の整備（第4条ほか）</p> <p>(3) 規定の整備</p> <p>ア 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正（第2条関係）</p> <p>イ 北本市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（第4条関係）</p> <p>ウ 北本市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第5条関係）</p> <p>エ 北本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第6条関係）</p> <p>オ 北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正（第7条関係）</p> <p>カ 北本市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正（第8条関係）</p> <p>キ 北本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（第9条関係）</p> <p>ク 北本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第10条関係）</p> <p>ケ 北本市職員の再任用に関する条例の廃止（第11条関係）</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日（附則第1条） 令和5年4月1日ほか</p> <p>(2) 経過措置（附則第2条ほか）</p>
--	--	---

<p>6 3</p>	<p>北本市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について (総務部総務課)</p>	<p>1 趣旨 個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、北本市個人情報保護条例を廃止する等するもの</p> <p>2 内容 (1) 趣旨 (第1条) (2) 用語 (第2条) (3) 開示請求書等の記載事項 (第3条) (4) 開示決定等の期限 (第4条) (5) 開示決定等の期限の特例 (第5条) (6) 開示請求に係る手数料 (第6条)</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日 (附則第1条) 令和5年4月1日 (2) 北本市個人情報保護条例及び北本市情報公開・個人情報保護審査会条例の廃止等 (附則第2条・附則第3条) (3) 特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 (附則第5条) (4) 北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正 (附則第6条) (5) 北本市情報公開条例の一部改正等 (附則第7条・附則第8条) (6) 北本市手数料条例の一部改正 (附則第9条)</p>
<p>6 4</p>	<p>北本市国民健康保険税条例の一部改正について (健康推進部保険年金課)</p>	<p>1 趣旨 地方税法施行令の一部改正を踏まえ、国民健康保険税の課税額の限度を改定するとともに規定の整</p>

		<p>備をするもの</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 課税額の限度の改定（第2条）</p> <p>(2) 規定の整備（第22条）</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日（附則第1項） 令和5年4月1日</p> <p>(2) 経過措置（附則第2項）</p>
65	<p>北本市手数料条例の一部改正について （都市整備部都市計画政策課）</p>	<p>1 趣旨</p> <p>都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る認定申請単位を改定するもの</p> <p>2 内容</p> <p>低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る共同住宅の認定申請単位の改定（第2条）</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p>
66	<p>北本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について （選挙管理委員会事務局）</p>	<p>1 趣旨</p> <p>公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、北本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるもの</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費に係る限度額の引上げ（第4条）</p> <p>(2) 選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額の引上げ（第9条・第10条）</p> <p>(3) 選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額の引上げ（第13条）</p> <p>3 施行期日等</p>

		<p>(1) 施行期日（附則第1項） 公布の日</p> <p>(2) 経過措置（附則第2項）</p>
67	<p>公の施設の指定管理者の指定について （福祉部共生福祉課）</p>	<p>1 公の施設の名称 北本市総合福祉センター</p> <p>2 指定管理者として指定するもの 北本市高尾1丁目180番地 社会福祉法人北本市社会福祉協議会 会長 稲木勝英</p> <p>3 指定の期間 令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで</p>
68	<p>公の施設の指定管理者の指定について （福祉部障がい福祉課）</p>	<p>1 公の施設の名称 北本市立ふれあいの家</p> <p>2 指定管理者として指定するもの 北本市緑4丁目197番地 特定非営利活動法人北本市手をつなぐ育成会 理事長 村田則弘</p> <p>3 指定の期間 令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで</p>
69	<p>公の施設の指定管理者の指定について （健康推進部高齢介護課）</p>	<p>1 公の施設の名称 北本市健康増進センター</p> <p>2 指定管理者として指定するもの 北本市中丸10丁目55番地 公益社団法人北本市シルバー人材センター 理事長 関口明</p> <p>3 指定の期間 令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで</p>
70	<p>公の施設の指定管理者の指定について （都市整備部都市計画政策課）</p>	<p>1 公の施設の名称 北本中央緑地及び下原緑地公園</p> <p>2 指定管理者として指定するもの 北本市緑4丁目259番地 特定非営利活動法人北本雑木林の会 理事長 白川容子</p> <p>3 指定の期間 令和5年4月1日から</p>

		令和8年3月31日まで
7 1	公の施設の指定管理者の指定について (教育部生涯学習課)	1 公の施設の名称 北本市野外活動センター 2 指定管理者として指定するもの 東京都北区王子3丁目19番7号 株式会社サンアメニティ 代表取締役 吉澤幸夫 3 指定の期間 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで
7 2	公の施設の指定管理者の指定について (教育部生涯学習課)	1 公の施設の名称 北本市中央公民館及び北本市立中央図書館 2 指定管理者として指定するもの a c T r C北本ネットワーク (1) 代表構成員 東京都世田谷区用賀4丁目10番1号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役 木村昌平 (2) 構成員 東京都文京区大塚3丁目1番1号 株式会社図書館流通センター 代表取締役 谷一文子 (3) 構成員 東京都目黒区東山1丁目5番4号 アクティオ株式会社 代表取締役 淡野文孝 3 指定の期間 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで
7 3	公の施設の指定管理者の指定について (教育部生涯学習課)	1 公の施設の名称 北本市体育センター 2 指定管理者として指定するもの 北本地域スポーツ振興共同事業体 (1) 代表構成員 埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目12番4号 株式会社サイオー 代表取締役 橋本一憲

		<p>(2) 構成員 北本市本宿1丁目1番地 株式会社イナホスポーツ 代表取締役 丸笹公嗣</p> <p>3 指定の期間 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで</p>
74	市道の路線の廃止について (都市整備部建設課)	<p>1 趣旨 隣接する土地を所有する者からの 買取りの申出に伴い、路線を廃 止するもの</p> <p>2 内容 市道1385号線 L=15.36m W=1.82m</p>
75	和解をし、損害賠償の額を 定めることについて (教育部学校教育課)	東京弁護士会紛争解決センター令 和4年(あ・仲)第10号事件に関 し和解をし、損害賠償の額を定め ることについて、議会の議決を求め るもの
76	令和4年度北本市一般会計 補正予算(第6号) (市長公室、総務部総務 課、福祉部子育て支援 課)	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 補正前の額 249億4,057万4千円</p> <p>(2) 補正後の額 256億175万9千円 歳入歳出それぞれ6億6,11 8万5千円を追加</p> <p>2 内容 歳出については、議員及び市長 等の期末手当、職員の給与の改定 並びに職員の人事異動に伴う所要 額を補正し、ふるさと納税による 寄附金の増加に伴い当該ふるさと 納税に対する返礼品等に要する経 費を増額するとともに、子育て世 帯支援給付金支給事業に要する経 費を計上し、歳入については、寄 附金を増額するとともに、財政調</p>



		整基金繰入金を増額し、補正予算収支の均衡を図った。
77	令和4年度北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号） (総務部総務課)	1 趣旨 (1) 補正前の額 5億3,870万円 (2) 補正後の額 5億3,899万7千円 歳入歳出それぞれ29万7千円を追加 2 内容 歳出については、職員の給与の改定に伴う所要額の補正を行い、歳入については、一般会計繰入金を増額し、補正予算収支の均衡を図った。
78	令和4年度北本市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） (総務部総務課)	1 趣旨 (1) 補正前の額 64億5,643万7千円 (2) 補正後の額 64億5,554万8千円 歳入歳出それぞれ88万9千円を減額 2 内容 歳出については、職員の給与の改定及び職員の人事異動に伴う所要額の補正を行い、歳入については、一般会計繰入金を減額し、補正予算収支の均衡を図った。
79	令和4年度北本市介護保険特別会計補正予算（第2号） (総務部総務課)	1 趣旨 (1) 補正前の額 56億8,927万2千円 (2) 補正後の額 56億8,961万1千円 歳入歳出それぞれ33万9千円を追加 2 内容 歳出については、職員の給与の改定及び職員の人事異動に伴う所

		要額の補正を行い、歳入については、一般会計繰入金を増額し、補正予算収支の均衡を図った。
80	令和4年度北本市公共下水道事業会計補正予算（第1号） (総務部総務課)	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 補正前の額 支出の総額 17億5,365万2千円</p> <p>(2) 補正後の額 支出の総額 17億5,046万6千円 支出318万6千円を減額</p> <p>2 内容 支出について、職員の給与の改定及び職員の人事異動に伴う所要額の補正を行った。</p>
81	令和4年度北本市一般会計補正予算（第7号） (各部課)	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 補正前の額 249億4,057万4千円</p> <p>(2) 補正後の額 254億3,920万5千円 歳入歳出それぞれ4億9,863万1千円を追加</p> <p>2 内容 歳出については、新たな事務事業費の計上に伴う所要額の補正を行い、歳入については、国庫支出金等の所要額の補正を行うとともに、財政調整基金繰入金を増額し、補正予算収支の均衡を図った。</p>
82	令和4年度北本市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） (健康推進部保険年金課)	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 補正前の額 64億5,643万7千円</p> <p>(2) 補正後の額 64億5,733万7千円 歳入歳出それぞれ90万円を追加</p> <p>2 内容</p>

		歳出については、新型コロナウイルス感染症傷病手当金を増額し、歳入については、県支出金を増額し、補正予算収支の均衡を図った。
--	--	---

追加議案

議案番号	件名	要旨
83	財産の取得について (教育部教育総務課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 財産の種類 物品</li> <li>2 財産の内容 電子黒板等機器一式</li> <li>3 取得予定価格 27,500,000円</li> <li>4 契約の相手方 東京都千代田区外神田6丁目15番12号 富士電機ITソリューション株式会社 代表取締役 及川弘</li> </ol>

<報告の概要>

報告番号	件名	要旨
10	専決処分の報告について (和解をし、損害賠償の額を定めることについて) (市民経済部環境課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 概要 令和4年10月23日(日)午前8時頃、北本市二ツ家1丁目322番地において市の依頼を受けた自治会が草刈りを実施していたところ、草刈り機による飛び石が県道164号線を走行中の相手方車両の前面ガラスに接触し、当該車両を損傷させたもの</li> <li>2 損害賠償の額 66,326円</li> <li>3 専決処分の日 令和4年11月8日</li> </ol>

## 令和4年度一般会計補正予算等の概要

## 1 補正予算の規模

一般会計（6号）	661,185 千円(補正後累計)	25,601,759 千円
一般会計（7号）	498,631 千円(補正後累計)	25,439,205 千円
久保土地区画整理事業特別会計（2号）	297 千円(補正後累計)	538,997 千円
国民健康保険特別会計（2号）	△ 889 千円(補正後累計)	6,455,548 千円
国民健康保険特別会計（3号）	900 千円(補正後累計)	6,457,337 千円
介護保険特別会計（2号）	339 千円(補正後累計)	5,689,611 千円
公共下水道事業会計（1号） 支出	△ 3,186 千円(補正後累計)	1,750,466 千円

## 2 一般会計補正(第6号)の内容

## (歳出)

職員人件費（市長の期末手当等を含む）	3,793 千円
議員期末手当	868 千円
ふるさと納税事業	510,000 千円
子育て世帯支援給付金支給事業	146,777 千円
久保特定土地区画整理事業特別会計繰出金	297 千円
国民健康保険特別会計繰出金	△ 889 千円
介護保険特別会計繰出金	339 千円

## (歳入)

寄附金（ふるさと応援寄附金）	510,000 千円
繰入金（財政調整基金繰入金）	151,185 千円

## 3 一般会計補正(第7号)の内容

## (歳出)

## ○ 新型コロナウイルス感染症対策関連事業

新型コロナウイルスワクチン接種事業	283,917 千円
放課後児童クラブ新型コロナウイルス感染症対策支援事業	5,671 千円

## ○ コロナ禍における原油価格・物価高騰対策関連事業

民間保育所等支援給付金交付事業	4,515 千円
福祉施設応援給付金交付事業	5,710 千円
医療機関等支援金交付事業	13,600 千円

## ○ 子育て支援の充実

放課後児童支援員等処遇改善事業	3,264 千円
-----------------	----------

## ○ 支援を必要とする子ども・家庭へのきめ細かな取り組み

障害児通所給付費の増額	32,220 千円
-------------	-----------

## ○ 高齢者福祉の充実

訪問介護サービス等利用者負担補助金の増額	2,180 千円
施設入所委託料の増額	2,829 千円

## ○ 障がい者福祉の充実

システム改修委託料（公金受取口座を活用した公金給付）	220 千円
----------------------------	--------

○ 道路、上・下水道、河川の整備	
道路緊急補修工事費の増額	12,000 千円
○ 適正な事務の執行	
次期埼玉県自治体情報セキュリティクラウド設定変更委託料	770 千円
○ 効果的かつ効率的な行財政運営の推進	
マイナンバーカード申請サポート事業	369 千円
システム改修委託料（戸籍事務マイナンバー連携関連）	275 千円
○ その他	
和解金等	2,046 千円
電気料金、ガス料金	28,860 千円
（市役所庁舎、公立保育所等、農業ふれあいセンター、街灯、小中学校）	
国・県支出金返納金	100,185 千円
（歳入）	
負担金（養護老人ホーム等入所者費用徴収金）	515 千円
使用料（農業ふれあいセンター使用料）	1,105 千円
国庫支出金（障害児通所給付費負担金 外4件）	303,373 千円
県支出金（障害児通所給付費負担金 外3件）	11,846 千円
繰入金（財政調整基金）	175,242 千円
諸収入（庁舎等維持管理業務負担金 外1件）	7,650 千円
市債（小学校施設改修事業債）	△ 1,100 千円
（繰越明許費）	
中丸小学校プール改修事業	4,117 千円
野外活動センター設備改修事業	17,935 千円
（債務負担行為）	
ふるさと納税を活用した地域活性化業務	9,900 千円
学習支援事業委託業務	8,541 千円
北本市健康増進センター管理運営業務	109,800 千円
北本市総合福祉センター管理運営業務	155,910 千円
北本市立ふれあいの家管理運営業務	72,734 千円
乳児用品貸出業務	1,238 千円
予防接種ワクチン購入業務	62,793 千円
北本中央緑地・下原緑地公園管理運営業務	26,949 千円
外国語指導助手配置業務	53,674 千円
小・中学校児童生徒健康診断業務（尿検査）	1,555 千円
北本市文化センター管理運営業務	1,350,745 千円
北本市野外活動センター管理運営業務	202,400 千円
北本市体育センター管理運営業務	256,328 千円
（地方債）	
変更 小学校施設改修事業	△ 1,100 千円

## 議員提出議案 第 4 号

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 4 4 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第 2 条 北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

< 条例新旧対照表（第 1 条関係） > 下線は改正部分

現 行	改 正 案
(期末手当) 第 5 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に <u>100 分の 215</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略	(期末手当) 第 5 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に <u>100 分の 225</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略

< 条例新旧対照表（第2条関係） > 下線は改正部分

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

### 議員提出議案 第 5 号

#### 県道 3 1 2 号線を国道 1 7 号から東部方面へ延伸すること及び県道 3 3 号線の拡幅を求める意見書

県道 3 1 2 号線（下石戸上菖蒲線）は、北本市荒井と久喜市菖蒲地域を結ぶ、北本市にとって重要な幹線道路の一つである。国道 1 7 号から北本市荒井一丁目交差点までの約 2.7 キロメートルは、平成 1 3 年度に整備が完了し、供用開始されたことで、交通事情が大幅に改善された。

しかしながら、県道 3 1 2 号線については、国道 1 7 号との交差部が丁字路となっており、特に朝夕において、国道 1 7 号との交差点だけでなく、国道 1 7 号東側において交通渋滞が発生するなど大きな課題となっている。そのため、国道 1 7 号から東部方面へ延伸する整備を進めることが必要である。

県道 3 3 号線（東松山桶川線）は、東松山市と桶川市を結ぶ主要地方道で、北本市にとって荒川を越えて隣接する吉見町をはじめとする県西部を結ぶ重要な幹線道路である。

県道 3 3 号線については、国道 1 7 号上尾道路と交差する計画となっているが、現状においては、交差点が計画される付近において、4 車線から 2 車線へと車線が減少となる変則的な状況であり、特に朝夕の交差点渋滞が大きな課題となっている。そのため、交差点改良と東松山市方面に荒川を渡橋しての 4 車線化とする拡幅整備を進めることが必要である。

こうしたことから、まちづくりの骨格を担う幹線道路として周辺地域の発展、さらには災害時の輸送路として大きく貢献するものと考え、北本市の東西幹線道路である県道 3 1 2 号線を国道 1 7 号から東部方面へ延伸すること及び県道 3 3 号線の東松山市方面に荒川を渡橋しての 4 車線化を早期に実現することを強く要望する。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 1 2 月 2 0 日

埼玉県北本市議会議長 工 藤 日出夫

埼玉県知事 大野 元 裕 様



## 議員提出議案 第 6 号

## 「議案第 6 7 号」公の施設の指定管理者の指定に対する附帯決議

本市における公の施設の指定管理者は、平成 1 6 年 1 2 月に定めた「北本市の公の施設に係る指定管理者制度導入にあたっての基本方針」に基づき、原則として公募により募集しており、総合福祉センターの令和 5 年度からの指定管理者の選定に当たっても公募が実施された。

一方、総合福祉センターの指定管理者である社会福祉協議会は、単なる施設の管理者にとどまらず、市の地域福祉計画においても多くの役割を受け持っている欠かすことのできない地域福祉の担い手であり、替えのきかない団体である。

指定管理者制度の運用については、平成 2 2 年 1 2 月 2 8 日付けで総務省自治行政局長通知が発出されているが、当時の片山善博総務大臣はその趣旨について、指定管理者制度は本来行政サービスの質や住民満足度を向上させるための制度であるにもかかわらず、アウトソーシングによるコストカットに力点が置かれ、本来指定管理にならないような施設についてまで指定管理の波が押し寄せていることから、これを見直してもらいたいと述べている。

以上のことから、総合福祉センターをはじめとした今後の指定管理者の選定に当たっては、一律で公募とするのではなく、当該公の施設において指定管理者が行う事業の内容や趣旨、当該施設において指定管理者が事業を行ってきた経緯、実績等を踏まえ、随意指定とすることや業務委託に切り替えることも検討すること。

以上、決議する。

令和 4 年 1 2 月 2 0 日

北 本 市 議 会

議員提出議案 第 7 号

新たなごみ処理施設の建設予定地について説明責任を求める決議

市長は、令和 3 年 9 月 16 日に「新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書」を締結し、「施設の建設予定地は、鴻巣市郷地安養寺地内とする」と決めた。

現在、埼玉中部環境保全組合では、新たなごみ処理施設等建設検討委員会を設置し、他候補地との比較検討は行わないまま、予定地である鴻巣市郷地安養寺とすることに限定し進められている。

今後、新ごみ処理施設の建設費及び維持管理費等の負担金を決定する議会は、納税者である住民要望の「最少の経費で最大の効果」を発揮し、かつ合理的な建設を進めるため、下記の事項について対応するよう求める。

記

- 1 市長は、議会及び市民に対し、新たなごみ処理施設の建設予定地について質疑応答を含めた説明の機会を設け、説明責任を果たすこと。

以上、決議する。

令和 4 年 1 2 月 2 0 日

北 本 市 議 会

## 議請 第5号

## 令和4年第4回北本市議会定例会請願文書表

受 理 番 号	議請第5号
受 理 年 月 日	令和4年11月18日
件 名	北本都市計画道路3・3・2中央通線のあずま通りから国道17号までの区間の早期の事業実施に関する請願
請願者の住所 及び氏名	北本4丁目自治会長 栗野 秀雄 外3名
請 願 の 趣 旨	別記のとおり
紹介議員氏名	岡村有正

## 【請願趣旨】

北本都市計画道路3・3・2中央通線は、昭和29年8月26日に計画延長約710メートルとして決定され、令和2年3月策定の「北本都市計画マスタープラン」の交通体系の整備方針において、都市内で発生する交通を円滑に上位路線から、あるいは上位路線へ処理する地区幹線道路として、優先的に事業を進める路線に位置付けられています。

現在、中山道からあずま通りまでの約340メートル区間の整備が進み、令和4年度中には事業完了予定です。整備後のこの区間は約9メートルの車道と約6.5メートルの歩道となり、歩道には自転車と歩行者の各レーンが設置され、子どもから高齢者まで安心安全な幅員22メートル道路となります。

しかしながら、あずま通りから国道17号までの約370メートルの事業実施されていない区間は、幅員約7メートルで車道と歩道が分離されていません。歩行者や自転車利用者にとっては車両がすぐ傍を走り抜け大変危険を感じることも多い道路です。

この道路は中丸小学校及び北本高校への主要な通学路や周辺住民の生活道路であり、体育センターや北本総合公園へのアクセス道路にもなっているほか、近隣市町から北本駅東口周辺部へ流入するための道路でもあります。現在は午前7時30分から午前8時30分までは「スクールゾーン」の設置で車両進入禁止となり、中丸小学校PTAの方が順番で登校時間帯に車両の通行を遮断していますが、それ以外の時間は車両のすれ違い時に「グリーンベルト」の範囲にも車両が入り込む等、登下校時の児童生徒や高齢者などの歩行者や自転車利用者には大変危険な状況が続いております。

通行する車両の運転者にとっても、あずま通りとの交差点を境にその幅員が3分の1に急激に狭くなり、歩行者や自転車とのすれ違いに神経を使うな

ど、朝夕の通勤時等の通行量が多い時間帯は安全運転上も支障が大きいと考えられます。更にこの区間は少しカーブしており、狭い道路のため沿道の土地からの出入りも同様に安全運転上、支障が大きいと考えられます。

つきましては、あずま通りから国道17号までの区間についても、登下校の児童生徒や高齢者などの歩行者や自転車利用者、車両運転者が安全安心に通行できるよう、次の事項につきお願いいたします。

**【請願事項】**

- 1 市長は、北本都市計画道路3・3・2中央通線の全線開通の実現に向け、あずま通りから国道17号までの区間の早期事業化を図ること。
- 2 市長は、中央通線が全線開通するまでの間、児童生徒や高齢者をはじめとする歩行者や自転車利用者、車両運転者が安全安心に通行できるよう必要な対策を講じること。

## 議請 第6号

## 令和4年第4回北本市議会定例会請願文書表

受 理 番 号	議請第6号
受 理 年 月 日	令和4年11月21日
件 名	埼玉中部環境保全組合へ「新ごみ処理施設の建設地に関する意見書」の提出を求める請願
請願者の住所 及び氏名	北本市 福 村 賢 治  北本市 尾 関 行 雄
請 願 の 趣 旨	別記のとおり
紹介議員氏名	日高英城

## 【請願趣旨】

鴻巣市、北本市、吉見町の市長・町長の合意に基づき、現在埼玉中部環境保全組合では新たなごみ処理施設建設事業が検討されています。

ごみの処理事業はすべての住民の生活に直結する事業であります。また、長期にわたる事業で、多額の経費が発生し住民が負担することから、地方自治法第2条第14項で定める「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」ことが求められます。

本来ならば、埼玉中部環境保全組合の新規事業のことから、新たなごみ処理施設等建設検討委員会（以下検討委員会）において事業の基本計画となるごみ処理の種類（可燃・不燃・資源等）、処理方法（脱炭素、新技術、リサイクル等）などを検討し、処理量に見合う必要面積を積算し、想定される建設経費を試算し、地理重心、交通至便等々を検討することが優先されるべきであり、建設地はそれらを勘案して適切な場所に絞り込んでいくことが、より良い進め方と考えます。

しかし、設置された検討委員会に諮問された事項は、「建設予定地を決定すること」だけであり、場所は鴻巣市郷地安養寺に限定し、他地との比較は行わないとしています。これでは検討委員会を設置した意味が問われます。

この場所は、鴻巣行田北本環境資源組合が2015年に選定した場所であり、複数の疑問等が解消されないまま組合は解散し、建設予定地だった場所の状況は変わっていません。

構成市町が異なる埼玉中部環境保全組合の新規事業であることから、旧3市の組合の建設予定地を引き継ぐ形ではなく、改めて調査をし、予定候補地

の複数（3か所位）を比較検討して、適地と説明するための説明責任が果たされなければなりません。

よって、下記の請願事項を意見書として埼玉中部環境保全組合の管理者へ提出いただくよう請願いたします。

**【請願事項】**

- 1 現在、建設予定地として諮問に付している鴻巣市郷地安養寺については、旧組合で高評価であった複数（3か所程度）の候補地と、用地費・土木費・周辺整備費等の比較検討を埼玉中部環境保全組合としておこない、施設建設地としての説明責任を果たすこと。
- 2 北本市議会は、埼玉中部環境保全組合の管理者へ上記請願事項1について意見書として提出すること。